

独立行政法人海技教育機構の役員の任命

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条
第4項の規定に基づき、独立行政法人海技教育機構の役員
を任命したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

独立行政法人海技教育機構
理事長 田島 哲明

上田 大輔

独立行政法人海技教育機構理事に任命する(4月1日)